解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

宮崎県日南市吾田東三丁目一番四九号

有限会社添田工務店

清算人　添田　宣次

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

鹿児島県枕崎市大塚西町六四三番地

有限会社ノザワ

清算人　野沢　好則

解散公告

当社は、平成二十四年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

鹿児島県曽於市大隅町月野三九九番地

有限会社サンアース

代表清算人　財部　晴代

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

宮城県登米市迫町佐沼字錦二三四番地一

社団法人登米市教育振興協会

代表清算人　髙橋松五郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月十一日開催の臨時総会の決議により平成二十四年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

秋田県由利本荘市松ケ崎字荒町南側一五八番地

社団法人松ケ崎共済会

代表清算人　佐々木泰輔

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

千葉県千葉市若葉区源町二八〇番地

財団法人千葉市動物公園協会

代表清算人　小川　信正

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

東京都千代田区神田北乗物町一六番地

特定非営利活動法人ミャンマー総合研究所

代表清算人　小泉　清司

解散公告（第一回）

当法人は、社員総会の決議により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

東京都港区虎ノ門二丁目二番五号共同通信会館ビルＢ一―〇一

社団法人経済企画協会

代表清算人　長瀬　要石

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

鳥取県米子市福市一一四番地二

社団法人五千石種山山林保存会

代表清算人　高田　篤

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年一月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

高知県高知市五台山五〇一五番地一

社団法人高知県肉用牛協会

代表清算人　黒岩　英樹

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間満了により平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

新潟県加茂市大字黒水六七七番地二

財団法人七谷保育園

代表清算人　鶴巻　嶺二

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

山梨県甲府市上曽根町一八五四番地三号

甲府南商工会

清算人　木之瀬一雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

静岡県静岡市葵区鷹匠三丁目六番一号

財団法人静岡総合研究機構

代表清算人　竹内　宏

解散公告（第二回）

当財団は、平成二十四年三月三十一日寄付行為第二十九条の規定により存立期間を満了解散したので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

滋賀県草津市大路二丁目一一番一五号

財団法人滋賀県障害者雇用支援センター

代表清算人　山際　鉄男

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

大阪府泉南郡熊取町野田一丁目一番一号

財団法人熊取町文化振興財団

清算人　西牧　研壮

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

大阪市中央区本町一丁目四番五号

財団法人大阪市農業センター

代表清算人　天野　朝一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月十六日山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月二十七日

山口県山口市阿東生雲中一六九番地一

社団法人阿東土木工友会

代表清算人　武田　哲也